
フランス国立移民歴史館におけるアルジェリアの記憶

——記憶の承認と統合をめぐる政治

大嶋えり子 (早稲田大学政治経済学術院助手)

はじめに

フランスにおいてアルジェリアの植民地支配と独立戦争に関連する記憶（以下、アルジェリア関連の記憶）は長きにわたり公的機関により無視されてきた。主な理由として次の二つが挙げられる。まず、多様な集団が多様な記憶を有しており、どの記憶をどのように承認するか判断することが困難だからである。特に、アルジェリア独立戦争に関しては、アルジェリアの独立を支持した者の間、独立派と反独立派の間、さらにはフランス人の間でも意見の対立が生じたため、独立戦争の記憶は極めて多様である。次に、植民地支配や戦争により被害を受けた、という記憶を政府などの公的機関が承認した場合、被害の責任を認めることになり得るからである。つまり、アルジェリア関連の記憶の承認は過去の加害／被害に対する責任を問う、公的機関にとって避けたい課題であったといえる。しかしながら、1990年代に入り、多くの公的機関がアルジェリア関連の記憶を承認するようになった。

その一つの例として2007年に開館した、パリに位置する国立移民歴史館（Cité Nationale de l'Histoire de l'Immigration）が挙げられる。この施設では19世紀以降に世界各地からフランスに移住した者のインタビューが聞け、移民の私物や人の移動における経緯などを紹介するパネルなどが見られる。当然ながらアルジェリアから移民した者の経緯も取り上げている。すなわち、アルジェリアからフランスに渡った者が持っている記憶を承認する機能を有する施設なのである。

本稿で詳述するとおり、国立移民歴史館はいくつかの問題を孕みつつも、フランスで初めて移民を扱う大規模な常設の展示を行っている博物館である点において、画期的であると評価できる。また、この博物館の開館について特筆すべき点は、社会党（PS）の内閣も国民運動連合（UMP）の内閣も移民をテーマとした博物館を作る案に賛同した点であろう。社会党内閣の下で具体的な構想が始まり、国民運動連合内閣の下で開館が実現した。移民はその多さからフランスにおいて政治家や政府にとって避けられないテーマであり、左派と右派で意見が分かれることが多い。ところが、移民博物館¹をめぐるのは左派も右派も開館に対して前向きな態度をとっていた。

本稿の目的は、国立移民歴史館が展示を通して誰のどのようなアルジェリア関連の記憶を承認しているのかを解明し、どのようにフランスの政策の中で国立移民歴史館を位置づけられるかを検討することである。そのために、国立移民歴史館における植民地支配全体およびアルジェリア関連の記憶の展示、そして、その展示内容に至った過程を検証する。本研究は次の二つの意味において意義がある。第一に、1990年代以降にアルジェリア関連の記憶の承認が可能となった理由や過程、そして、アルジェリアの植民地支配と独立戦争における責任に対するフランス政府の認識、という

より広い問題への理解が深まるであろう。第二に、本研究は、アルジェリアの植民地支配と独立戦争やフランスによる植民地支配のみならず、過去の不法行為に対する国家による責任の負い方を問い直すものである。

なお本稿では、記憶を、神話の誕生や忘却を生む過去の情緒的な再構築と定義する²。また、記憶の承認は、記憶を無視もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定する行為、と定義する。ここでいう公的な承認とは立法府や政府、自治体などによるものを指す。

国立移民歴史館を取り上げている先行研究は多数存在する³。だが、アルジェリア関連の記憶に特化したものは少ない。アルジェリア人移民、引揚者およびアルキ (harkis)⁴の記憶を博物館が「統合 (intégration)」のために承認しており、アイデンティティの承認を行っていない点は大嶋がすでに指摘したとおりである⁵。また、大嶋は記憶の承認がフランス社会の中でどういった意味を持つのか、という点に「平等」の概念と照らし合わせながら、国立移民歴史館の展示を検討した。だが、こうした展示に至った過程を詳しく検討していない。過程を検証することにより、展示の意図や展示内容をめぐる議論が明らかになる。展示の意図や展示内容をめぐる議論を知ることにより、フランスの政策の中に国立移民歴史館を位置づけることができる。本稿では、より政策に引き付けて国立移民歴史館の展示を考察していく。

本稿では主に、2001年に首相のジョスパンの指示で「ジェネリック」という市民団体のエル＝ヤザミと國務院のシュワルツが作成した「移民の歴史と諸文化の国立センター設立に向けて (Pour la création d'un Centre national de l'histoire et des cultures de l'immigration)」という報告書（以下、エル＝ヤザミーシュワルツ報告書）⁶と2003年に首相のラファランの指示の下で発足し、ジャック・トゥーボンが委員長を務めた「移民に関する資料および記憶センター検討委員会 (Mission de préfiguration du Centre de ressources et de mémoire de l'immigration)」(以下、センター検討委員会)の報告書⁷を使用する。これらの報告書を基に、国立移民歴史館ができるまでの過程においてどのような議論がなされたのかを考察する。そうすることで、今まで明らかになっていなかった議論の変遷が明らかになるであろう。

本稿の構成は次のとおりである。第一節では、博物館の建物であるポルトドレ宮 (Palais de la Porte Dorée) と植民地支配の関係がどのように来訪者に紹介されているのかを検討する。第二節では、国立移民歴史館の常設展や構想の過程でどのようにアルジェリア関連の記憶が扱われてきたのかを考察する。最後に、第三節では、国立移民歴史館の政策的背景を検討する。

第一節 ポルトドレ宮

移民博物館を作るにあたりエル＝ヤザミーシュワルツ報告書ではパリ以外にマルセイユやサン＝ドニといった移民との結びつきが強い都市が候補に挙がった⁸。最終的に選ばれた場所はパリの19区にあるポルトドレ宮である。ポルトドレ宮は植民地支配を賛美するプロパガンダのために建てられたため、その中に19世紀以降の移民の道りを展示するに際して、来訪者に十分な説明を行う必要がある。そのため、本節ではポルトドレ宮と植民地支配の関係がどのように現代の来訪者に紹介されているのかを明らかにする。

ポルトドレ宮は1931年の国際植民地博覧会の後、1950年代の終わりまで植民地の紹介に特化した博物館だった。その後、約40年間は、アフリカとオセアニアの美術を扱う美術館となっていた。1996年にシラク政権の下で創設が決定したオセアニア、アジア、アフリカおよびアメリカの美術を扱うケ・ブランリー美術館の開館に伴い、ポルトドレ宮内の美術館は2003年に閉館した。そして、2007年から国立移民歴史館になった⁹。つまり、1950年代までポルトドレ宮は植民地に特化した施設として機能していた。その後は、植民地もしくは旧植民地を含む地域の美術を紹介する、という意味においてポルトドレ宮は植民地と深く関連し、アフリカとオセアニアの美術を展示する場を提供したのである。2007年に初めて移民に特化した施設として使われるようになった。

ポルトドレ宮が長きにわたり植民地と密接に関わる場であったことはその建築からも明らかである。国際植民地博覧会のために建てられたポルトドレ宮の正面の壁には植民地の素晴らしさとフランスの支配を象徴する光景が彫られている。植民地にはエキゾチックな植物が生えており、サイや象が住んでおり、従順な先住民が半裸の姿で農業に勤しんでいる。建物の正面の中央部分には、フランス本土の権力および本土の港と植民地の間の活発な交流が描かれている。植民地支配を賛美する差別的な表象である。

植民地支配のプロパガンダに使用されたポルトドレ宮について来訪者向けに説明文が二つのパネルに記されている¹⁰。「植民地宮殿に相応しい建築は？」とするパネルでは、建物が「植民地帝国のさまざまなスタイルを代表し、輝かしく、統一を表すイメージを与えなければならなかった」と説明されている。実際に、建物は古代の神殿やモロッコの宮殿の影響を受けているものの、特定のスタイルに基づいておらず、「全ての要素が植民地を想起させ、植民地を統括する帝国に敬意を表している」、との説明もある。このパネルは、ポルトドレ宮がプロパガンダの機能を担っていたことに触れておらず、壁の浅浮き彫りがいかに差別的な表象であるかを来訪者は必ずしも理解できない。もう一つのパネルはこの点について若干触れている。「傑出した正面、彫刻による植民地の『百科事典』と題されたパネルには建築家のアルベール・ラブラドが彫刻家のアルフレッド・ジャンニオに依頼して、正面の浅浮き彫りが製作された」とある。前述したように、この壁が何を表象しているのかに関して説明がなされたあと、「1920年代から1930年代における彫刻のスタイルは帝国プロパガンダに利用されている」と書かれている。つまり、植民地支配を宣伝するプロパガンダとポルトドレ宮の関係を明らかにしている説明文である。ただし、パネルの題名はその点を反映していない。

ポルトドレ宮は植民地支配を賛美するプロパガンダに利用された建物であり、国立移民歴史館に訪れる現代の来訪者はその点について説明を受ける必要がある。なぜならば、旧宗主国出身者の来訪者に旧植民地出身者の移民に対する偏見を持たせてはならず、旧植民地出身者の来訪者を抑圧してはならないからである。国立移民歴史館は植民地出身者の移民の過去を展示しており、政治的な意味合いを持つ博物館である点から、美術館であった時代よりも、来訪者への丁寧な説明を求められる。センター検討委員会の参加者がポルトドレ宮の建築を「文脈の中で捉えることと、解釈することを推奨」し、働いているスタッフが、国立移民歴史館が「植民地時代に構築された他者に関する物語、認識論やステレオタイプを脱構築」していると考えていることをラバディは明らかにして

いる¹¹。だが、実際には、ポルトドレ宮が作られた意図や建築に関する説明が充分に行えているとは言いがたい。この点に関してラバディは「ステレオタイプに基づく表象や建築は文脈の中で捉えられておらず、脱構築もされていない」と批判している¹²。「プロパガンダ」という語句はパネルに登場しているが、1931年の国際植民地博覧会がどういった趣旨で開催されたのかについて一言も触れられていないため、「文脈の中で捉えられていない」ことは確かである。そのため、「建物の歴史を、1931年に与えられた元来の使命から今日までの文脈に再度位置づける」必要があるとしているセンター検討委員会の報告書の内容¹³に抵触している。また、この博物館は「教育的装置」¹⁴として作られたにもかかわらず、この建物に関して来訪者に対する情報提供が少ないことから、教育的配慮が不十分であるといえよう。

第二節 国立移民歴史館に見るアルジェリア関連の記憶

本節では、国立移民歴史館においてアルジェリア関連の記憶がどのように展示されているのか、そして展示内容はどのような過程を以て決定されたのかを取り上げる。

第一項 常設展におけるアルジェリア関連の記憶

国立移民歴史館は移民が本土にきた経緯や本土でどのような暮らしをしているのかを常設展を通じて見せている。常設展は、アルジェリアに関連する記述を多く含んでいる。以下に、常設展におけるアルジェリアに関わる記述を抽出して、紹介する。

● 独立派のアルジェリア人による活動

「民族解放闘争」と題されたパネルには「反植民地主義者と共産主義者」というカテゴリーが設けられている。そのパネルには、1922年に創刊された共産主義新聞の『ル・パリア』(*Le Paria*)は「植民地支配による悪事を告発するインドシナ人、マグレブ人、アンティル人、アフリカ人およびマダガスカル人活動家の記事を載せていた」という説明がある。同じパネルの「アルジェリア人」というカテゴリーには、アルジェリア人による反植民地主義活動が描かれている。パリで1926年にメサーリ・ハッジが結成した「北アフリカの星 (Etoile Nord-Africaine)」とその機関紙である『エル＝ウンマ』(*El-Ouma*)を中心として、「アルジェリアの最初のナショナリスト」は活動を始めた。また、第二次世界大戦後には「ナショナリストの運動が過激化」し、アルジェリアからフランス本土に移民した者の多くが、「民族解放戦線 (FLN) が引き起こした闘争」に加わった。FLNの活動は「厳しく取り締まられた」と指摘されている。

一方で、1958年4月13日にフランス本土のサッカー・チームに所属するアルジェリア人選手がチュニスに渡航し、「アルジェリアのナショナル・チーム」を結成したことも記されている。その説明文の横には、1958年4月26日の雑誌『パリ・マッチ』に掲載された写真が見受けられる。雑誌はその写真に「フランス・サッカーのスター、フェラガになる」¹⁵という文を付している。

● 1961年10月17日の事件

アルジェリア独立戦争中に、パリで夜間外出禁止令が出されている1961年10月17日に多くのアルジェリア人が被害者となった事件が起きた。アルジェリア人が武器を持たずに夜間にデモ行進し、警察が200人以上とされるアルジェリア人を殺し、死体をセーヌ川に投げ棄てたという事件である。

この事件に関しては「1961年10月17日に何万人もの男性、女性および子供が首都でデモに参加した。警察による鎮圧により何十人もの者が被害に遭った。正確な死傷者数は解明されていない」とある。

● アルジェリア人の表象における差別的性格

アルジェリア独立戦争は「嫌われ、疑われるという否定的な人物」としてアルジェリア人が認識されるようになったきっかけである、とする説明が見受けられる。また、「別の世界から来た、暴力的、同化不可能」と19世紀末までイタリア人に向けられていた偏見がアルジェリア独立戦争に伴いアルジェリア人に対して向けられるようになった。それに加えて、アルジェリア独立戦争時の報道はスラム街をFLNの活動と結びつけ、そこに住む移民を「スティグマ化した」とある。

● フランスにおけるイスラム教

「共和国とイスラム」と題したパネルは、1920年代から1930年代においてフランス本土で国や自治体がアルジェリア出身のムスリム向けに作った施設を紹介している。1926年にフランス本土における初めてのモスクがパリに建てられた。その後、パリ近郊にムスリムの病院やムスリムの墓地ができた。説明文は「植民地主義的家父長制」という語句を含んでおり、「移民を隔離し、監視する意図」があったと付け加えている。1970年代に入るとイスラム教徒の定住化により、自動車工場で祈りをささげる場所が設けられるようになったことも紹介している。

● アルジェリア独立後の引揚者とアルキ

アルジェリア独立後に引揚者とアルキがフランス本土でどのような待遇にあったのかが写真や文章で示されている。引揚者に関しては「職業的再統合政策」の対象となったことが示されている。同じパネルで、アルキがフランスに渡りキャンプに収容された実態が言葉と写真を用いて説明されている。

● 反差別運動

アルジェリアのみと関係するわけではないが、差別的な制度や世論の傍らで差別撤廃に与した人たちが一部に存在したことも示されている。たとえば、「闘争の時代」と題されたパネルでは1968年5月の学生運動で「強制退去に対する反対、移民労働者への暴力の増大に対する反人種主義的闘争」が見られたことが説明されている。また、「受け入れの地。冷酷なフランス」というパネルでは、移住先のフランスが移民にとって偏見に満ちた社会であったことが説明された上で、「いつの

時代にも、連帯を選択し、排外主義に背を向けることができるフランス人はいた。今日においては、多元性に理解を示す者は増加している」と書かれている。さらに、1980年代以降の国民戦線（FN）の台頭に対し、左派の若者が「平等のための行進（La Marche pour l'égalité）」に参加したり、市民団体の「SOS ラシズム（SOS Racisme）」に入会したりしたといったことも記述されている。

さらに、常設展は、アルジェリア人移民が使用する言語に関する調査結果やアルジェリア人労働者とその家族の住居の実態が劣悪である点も紹介している。

以上がアルジェリアに関する記述である。これらの記述から以下の二つの点が明らかになった。まず、アルジェリアに関する記述はアルジェリア人移民と引揚者とアルキが有する記憶であるといえる。つまり、排除の対象となりやすい者の記憶である。次に、承認されているのは、フランス本土における生活やフランス本土で受けた差別の記憶である。

ところが、植民地支配自体がどのような問題を抱えていたのか、という点に常設展はあまり触れていない。フランス本土における移民に対する差別や反植民地主義運動・独立運動への言及は多く見られ、植民地支配を肯定的に捉えた展示内容ではない。だが、反植民地主義運動や独立運動がどういった抑圧的な構造から生まれたのかは不明瞭である。常設展の中にはフランス本土における抑圧や差別の過去を含むアルジェリア関連の記憶は承認されているが、植民地で行われた抑圧や差別からは切り離されている。そのため、植民地支配する側であった引揚者と植民地支配されていたアルジェリア人移民やアルキの間に支配—被支配の関係があったことが描かれていない。

第二項 エル=ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会におけるアルジェリア関連の記憶の承認をめぐる議論

本項では、国立移民歴史館がアルジェリア関連の記憶を植民地支配の文脈から切り離した形で承認するようになった過程を説明する。そのために、エル=ヤザミーシュワルツ報告書およびセンター検討委員会の関連文書を参照していく。

国立移民歴史館関連の文書でアルジェリアを含むマグレブ出身の移民に関する言及は多い。ただし、アルジェリアやマグレブに関連する過去をどのように博物館で扱うのか、という問題にはエル=ヤザミらは慎重に対処しなければならなかったといえる。なぜならば、マグレブ、特にアルジェリアが話題になると、必ず脱植民地化というフランス本土にとって暗い過去が想起されるからである。さらに、アルジェリア人もしくはマグレブ人に対する差別にも目を向けなければならなくなる。

まず、エル=ヤザミーシュワルツ報告書ではアルジェリアやマグレブに関わる資料がどこに存在し、どのようなものが手に入りそうか、という点について多く書かれている。アルジェリアやマグレブについての言及が他の地域への言及よりも特段多いというわけではないが、非ヨーロッパ地域の中では極めて言及が多いといえよう。特に、入手可能な文書に関する言及が多いが、文化的資料への言及もある¹⁶。さらに、付録にあるマリー・ラザディリスとアラン・セクシグによる提言では、アルジェリア人ズアーヴ兵¹⁷はジャン・ムーランらに並ぶ「レジスタン」であり、レジスタンス史

において欠かせないとある¹⁸。したがって、アルジェリア人の記憶を展示の対象とする意思が見られる。また、彼らによるフランスへの貢献を重視し、彼らが受けた苦しみを認め、さらに、彼らの文化にも注目する展示内容を目指していることが分かる。

なお、報告書の特徴は、「移民」を「外国籍」と「フランスの領土への移住」という二つの基準により定義している点である。これはフランス政府による「外国で生まれた外国籍の者であり、フランスの領土に長期滞在するためにフランスに外国籍として入国した者」¹⁹という定義と合致している。エル＝ヤザミらは、「移民」とされる対象が博物館の「内容を決定的に固定」するような印象を与えてはならないとし、この問題に慎重な姿勢を示している。ただし、フランス国籍の有無は人々にとって「政治的にも、法律的にも看過し得ない差」であるとも認めている。そのため、引揚者は展示内容の対象外となっている²⁰。この点は、後述するとおり、センター検討委員会と異なる。

もう一つの特徴として、新施設の開館が統合政策の促進および統合過程の加速を主たる目的としていない点が挙げられる²¹。統合政策を肯定的に捉えていることは明らかである。たとえば、新たな施設を作ることにより、「移民出身の世代による統合と関係する市民のおよび政治的重要性を再確認する」ことが期待されている²²。また、新施設の来訪者に対するメッセージを十個掲げており、統合政策や統合過程に関連するものが二つある。一つ目は「出身地を問わない外国人の統合は、フランスの統合モデルの特徴である」というメッセージである。二つ目は「フランスの移住の歴史および現在の統合過程に関わる分析は、植民地史への参照を前提とする」というものである²³。さらに、「移民博物館は『諸コミュニティ』の博物館となってはならない」²⁴としている点も統合政策を推進する政府と意見が合致している。それに加えて、統合高等評議会の会長であるロジェ・フォルーや同評議会の元会長であるマルソー・ロンが移民博物館の開館に賛同している者として名を連ねている²⁵。報告書には、統合政策などに対する批判は一切ない。だが、この報告書で言及されている統合は、社会参加までの過程を示すものであり、政策の促進や過程の加速を明確に謳っているとは言い難い。この特徴は、エル＝ヤザミーシュワルツ報告書の題名が「移民の歴史と諸文化の国立センター設立に向けて」であり、移民の「諸文化」を博物館の展示内容に含めようという意思が表れている点からも見て取れる。

エル＝ヤザミーシュワルツ報告書の特徴は、引揚者は移民と異なるため取り上げないとしたこと、および、新施設の目的を統合政策の促進や統合過程の加速と明示していないことである。この二つの特徴はセンター検討委員会の議論や結論と異なる。

エル＝ヤザミーシュワルツ報告書でも見られたように、アルジェリア人移民やマグレブ人移民の経験を展示内容に含める必要はセンター検討委員会にとって当然であった。だが、引揚者を博物館の展示対象である移民に含めるかどうかという点において2001年の報告書とセンター検討委員会の意見は異なる。センター検討委員会が設置した学術委員会に所属するナンシー・グリーンは引揚者を含めるべきである、とセンター検討委員会の報告書に先立って主張している。「他の場所から来た市民」という形で、フランス国籍の有無が持つ意味を明らかにした上で、彼らの経験を含める必要があるとしているのである²⁶。また、フィリップ・ベルナルも、外国籍の移民は展示で扱うが、共通点を持つ引揚者も展示内容に含めるべきであるとし、グリーン同様に、フランス国籍の有

無に関連する「差別や屈辱」を明らかにすれば良い、と記している²⁷。フィリップ・デウィットは「対立、もしくは少なくとも矛盾する記憶は（中略）共存することができる」とし、アルジェリア独立戦争をめぐる引揚者とアルジェリア人移民の記憶の違いを指摘している²⁸。そのため、引揚者の経験を新施設の展示内容に含めるべきである、と明言はしていないが、引揚者を取り上げる必要をデウィットは感じているといえる。ただし、センター検討委員会のメンバーではないが、意見を求められたマグレブ史を専門とするバンジャマン・ストラは、『移民』は『外国人』の類義語であると引揚者とアルキは強く感じている、と述べている。つまり、「彼らの歴史は移民たちとともにあるという考え」は引揚者やアルキにとって受け入れ難いのである²⁹。当事者の観点から、ストラは博物館で引揚者やアルキを他の移民と同等に扱うことの難しさを指摘した。最終的に、アルジェリア独立戦争を扱う常設展の一部で、「フランス本土におけるアルジェリア人移民、帰還者およびフランス軍の補充兵」を扱う、となった³⁰。以上が、アルジェリア人移民、引揚者およびアルキが有するアルジェリア関連の記憶を承認するに至った過程である。

次に、これらの記憶をどのように承認するべきか、という問いに対し、どのようにセンター検討委員会が答えたのかを考察する。エル＝ヤザミーシュワルツ報告書と同じように、統合政策に対する批判を述べる者は見当たらない。ベルナルにとって、さまざまな使命を新施設は持つべきであるが、『政治的』目標も掲げるべきであり、その最たるものは『統合』と呼ばれるものである。ベルナルが統合政策の対象としているのは主に植民地出身者の移民の子供や孫である。さらに、『フランスの統合モデル』と称するものの説明よりも、歴史を通じた統合の方法を念頭に置くべき』としている³¹。ここでベルナルは、統合政策の促進および統合過程の加速を目的とした記憶の承認を新施設で行うべきである、と主張しているのである。フランソワーズ・カシャンもどのように展示を行うべきかについて、「1850年以降の異なる移民のタイプを網羅的に取り上げたい場合、差異を強調し、計画を『フォークロア化』してしまうリスク」に懸念を示し、本計画は「多文化主義ではなく、統合を通じたフランスの建設を描くべき」であると提言している³²。ここでは、統合政策の促進や統合過程の加速を目的とするべき、といった趣旨の内容は見られないが、統合政策と多文化主義政策を二項対立的に捉え、前者を肯定的に、後者を否定的に捉えている姿勢が見受けられる。学術委員会に所属するジェラルド・ノワリエルも2007年に発表した論文で、「国立移民歴史館は移民に対する眼差しを変えるとともに、フランス社会における移民の統合に資する使命を負っている」としている³³。すなわち、統合政策の促進や統合過程の加速を国立移民歴史館は目的としている、とノワリエルは考えているのである。また、センター検討委員会の報告書で、委員長のパウロ・ボンは次のように書いている。

フランス人市民およびフランスに住む全ての者にとって、なによりも伝統と柔軟性と多様性によりアイデンティティが成り立っている国の国民的結合（*cohésion nationale*）を強化するものとして、この計画は知識、寛容さ、そして統合の装置となる。³⁴

したがって、国立移民歴史館の計画における最も権威ある人物も、新施設の目的として統合政策

の促進および統合過程の加速を掲げているのである。

以上を勘案すると、エル＝ヤザミーシュワルツ報告書からセンター検討委員会にかけて、変わった点は次の二つである。第一に、引揚者を取り上げる必要性が感じられるようになった点が挙げられる。移民と同列に扱うかどうかに関して議論はあったが、センター検討委員会は、アルジェリアからの引揚者は移民と類似する経験を持っていると判断した。第二に、センター検討委員会はエル＝ヤザミーシュワルツ報告書よりも明確に統合政策を重視するようになり、統合政策の促進と統合過程の加速が新施設の目標の一つとなった。

センター検討委員会が取り上げる対象を広げ、かつ、統合政策を重視したことは注目に値する。一般的に「移民」はフランスに住む外国籍もしくは外国出身者であり、「統合」の対象となっていると考えられている。よって、国立移民歴史館を作る際に、統合政策の促進を目標に掲げる場合、移民として扱う対象を外国籍もしくは外国出身者に限定する、という考えがおそらく一般的であろう。しかし、センター検討委員会は、統合政策の促進を目標に掲げつつ、移民として扱う対象を外国籍でも、外国出身者でもない引揚者にまで広げた。この点は移民統合政策と国民的結合の結びつきを表す一つの要素である。トゥーボンによれば、多様な人々を抱えていることをフランス社会がこの博物館を通して自覚することは「統合の産物たる国民的結合」に結びつくのである³⁵。また、国立移民歴史館は「国民的結合を強化する（中略）統合の装置」であるとトゥーボンは述べている。ここで詳しく説明はしないが、国民的結合の目的は「市民たちを統一する絆を維持し、共に生き、同じ国民に属したいという市民たちの願望を永続させる」ことだといえる³⁶。すなわち、国籍を問わず、フランスに住む人々に、他の市民や国家との間に「絆」を見出し、フランス国民に「属したい」という「願望」を持つようにする国民的結合も重視されるようになったのである。以上のように、移民統合政策のみならず国民的結合も重視されるようになったため、フランス本土に移動した人々を紹介する国立移民歴史館は、外国籍でも外国出身者でもないフランス国民である引揚者に展示内で触れるようになったと推測できる。

第三節 統合重視への変化

最後に、2004年のセンター検討委員会報告書で統合政策の促進と統合過程の加速が重視されるようになった背景を明らかにしたい。なぜ、2001年のエル＝ヤザミーシュワルツ報告書とセンター検討委員会の報告書の間にはこのような相違点があるのかを理解するために、2002年以降における統合政策をめぐる議論の動向を確認する。

2002年10月9日に、内務大臣のサルコジと近い存在であり、国民運動連合の国民議会議員であったイヴ・ジェゴが「新たな統合政策に向けて」という提言を発表した。新たにフランスに移住する者と共和国の間で「契約」を交わすことを提案しており、その契約にはフランス語の習得などが含まれている³⁷。当時大統領であったシラクは「契約」の案を5日後の演説で引き継いでいる。シラクは「近隣諸国のように、新たな移住者一人ひとりが、主に職業訓練と我々の言語の速い習得を可能とする真の統合契約を交わすことを願っています」と発言した³⁸。統合契約に関しては、2003年4月の統合関連省庁間委員会（Comité interministériel à l'intégration）³⁹も取り上げている。こ

の委員会は1990年以降活動をしていなかったが、13年の時を経て、55項目に上るプログラムを掲げた。統合関連省庁間委員会はこれらの項目の中に「受入れ統合契約（*contrat d'accueil et d'intégration*）」⁴⁰や移民博物館の設立⁴¹を含めた。「政府の統合政策の土台を提示した」とされる統合高等評議会による「契約と統合」と題された2003年の報告書は、統合関連省庁間委員会が定めたプログラムを踏襲し、政府が実施を始めた受入れ統合契約に言及している⁴²。契約の内容は次のとおりである。

〔受入れ統合契約〕は個別的に国家と〔移住者〕の間に交わされる共和主義的契約である。この契約は諸権利と相互の義務の論理に則っている。署名は必須ではない。言語教育、職業訓練の機会および雇用に関わる公共サービスの利用、さらには特別な社会的支援といった一連の提供への道を開くものである。また、契約は市民教育を必須としている。⁴³

受入れ統合契約は社会参加を促す機能を持つ一方で、市民教育を通じて共和国モデルに基づいている諸原則を移民に理解させようとするものである。したがって、政府は受入れ統合契約により、統合政策を強化したといえる。

一方で、統合政策の強化を示している統合高等評議会の報告書は移民博物館に関する記述を含んでいる。たとえば、さまざまなキャリアがあり得ることを移民出身の青少年に理解させ、職業訓練や教育を促進するための一環として、移民博物館を作ることがいかに重要かについて、次のような言及がなされている。

どのような状況で親、祖父母または曾祖父母がフランスに到着し、どのように国の建設や経済発展に貢献したのかを移民出身の若者がよりよく理解することを移民博物館および移民の記憶の場の開発は可能とする。⁴⁴

移民博物館の設置は移民の過去を移民出身の世代が理解する上で有効である、と統合高等評議会は評価している。さらに、統合政策の促進および統合過程の加速のためには、フランスの過去を移民が知る必要があるとしている。

我々一人ひとりが我が国の過去を知るべきである。フランスに住みたいと望む外国人はフランスの伝統を知らなければならず、同様に、今日のフランス人は我が領土に居住する新たな移民の伝統をよりよく知るための努力をしなければならない。フランスの建設に携わった複数の世代にわたる移民の思い出により、フランス史は補完されるべきである。統合高等評議会は改めて、ジャック・トゥーボンに任された委員会の存在に満足するとともに、移民の記憶を扱うセンターや場が我々の歴史にまつわる意識を豊かにすることに喜びを覚える。⁴⁵

この部分では、統合するべき対象とされている移民だけではなく、フランス人にとっても移民博

物館が有効であるという指摘をしている。特に、ここでは移民の記憶を承認する必要性が謳われている。

以上で、移民の記憶を、移民博物館を通じて承認することが統合政策に必要であると統合高等評議会が評価したことを明らかにした。移民博物館の評価は統合高等評議会の活動や構成員を見る限り当然ともいえる。統合高等評議会の2003年の報告書を確認すると、センター検討委員会との接触があったことが分かる。意見交換をした人物のリストにはセンター検討委員会の構成員であるエル＝ヤザミやトリバラ、トゥーボンの名前が確認できる⁴⁶。また、誰が出席したのかは不明であるが、統合高等評議会の者が移民博物館の構想を検討するために2003年11月29日に開催された討論会に参加したことが分かっている⁴⁷。さらに、センター検討委員会の学術委員会に加わっているザイール・ケグドゥシュは統合高等評議会のメンバーでもある⁴⁸。

センター検討委員会が報告書で統合政策の促進を移民博物館の目的と定めた背景として、2002年以降における政府による統合政策の強化があったことを明らかにした。また、センター検討委員会と統合高等評議会の間には深い交流があったことが分かった。アルジェリア人移民などに限らず、社会全体に対し、政府および関係機関が統合政策を推進するようになったという変化が窺える。

おわりに

本稿では国立移民歴史館が展示を通して誰のどのようなアルジェリア関連の記憶を承認しているのかを検討し、どのようにフランスの政策の中で国立移民歴史館を位置づけられるかを考察してきた。その結果、国立移民歴史館はアルジェリア人移民、アルキおよび引揚者の記憶を展示にて承認していることが明らかになった。ただし、国立移民歴史館が承認している彼らの記憶はフランス本土に移住してからのものに限られている。また、植民地支配下で彼らがどのような関係にあったのかを展示は明らかにしていない。こうした展示に至った過程を検証した結果、国立移民歴史館は移民の統合政策の促進および統合過程の加速を目的としており、2002年以降の政府による統合政策の強化という流れの中に位置づけられる、と結論づけた。また、移民の統合政策の促進のみならず、国民的結合も目的の一つであったといえる。

ただし、本稿では紙幅の関係で、国民的結合と統合政策および統合過程の関係について、さらには、国民的結合をめぐる政策について踏み込んだ議論を行うことができなかった。こうした点を掘り下げることを今後の研究課題としたい。

最後に、国立移民歴史館の今後に触れておく。政府や中央省庁が記憶の承認の主体となる場合、しばしば当事者不在の状態に陥りやすい。しかし、この博物館はフランスで初めて移民がたどってきた道のりを紹介する博物館であり、市民団体や研究者も深く携わってきた。また、開館以来トゥーボンが務めていた方針評議会 (conseil d'orientation) の会長に、2014年からマグレブ史の専門家であるストラが就くことになった。今後の展示内容が変わり、移民や植民地の先住民に対する差別や抑圧、ひいては国家による不法行為の描き方が国内政治の事情を考慮するものではなく、普遍的な価値に基づき、被害を受けてきた人々を少しでも癒すものとなることを期待する。

- 1 「国立移民歴史館」は固有名詞であるため、国立移民歴史館が誕生するまでに複数回計画された移民の歴史を紹介する博物館の構想について述べる際には「移民博物館」という語を使用する。
- 2 より詳しくは次の文献を参照されたい。Nora, Pierre. « Entre mémoire et histoire », in Pierre Nora dir. *Les lieux de mémoire I : la République*, Gallimard, 1984 ; Ricœur, Paul. *La mémoire, l'histoire, l'oubli*, Editions du Seuil, 2001.
- 3 たとえば、次の研究が挙げられる。Dixon, Carol Ann. “Decolonising the museum : Cité Nationale de l’Histoire de l’Immigration”, *Race & Class*, c53(4), 2012 ; Labadi, Sophia. “The National Museum of Immigration History (Paris, France), neo-colonialist representations, silencing, and re-appropriation”, *Journal of Social Archaeology*, vol. 13(3), 2013 ; 田邊佳美 「『移民の記憶』の排除から承認へ—フランス・国立移民史シテ設立の政治学」、『年報社会学論集』、23号、2010年。
- 4 アルキとはアルジェリア独立戦争時にフランス側として戦ったアルジェリアの先住民を指す語である。
- 5 大嶋えり子 「フランスによるアルジェリアに関連する記憶の承認—国立移民歴史館の事例を中心に—」、『年報政治学』2014-I、2014年。
- 6 El Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *Rapport pour la création d’un Centre national de l’histoire et des cultures de l’immigration*, 2001.
- 7 Toubon, Jacques. *Mission de préfiguration du centre de ressources et de mémoires de l’immigration*, 2004.
- 8 El Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *op. cit.*, pp. 34–36.
- 9 Palais de la Porte Dorée. « Histoire du palais de la Porte Dorée », <http://www.palais-portedoree.fr/fr/decouvrir-le-palais/lhistoire-du-palais-de-la-porte-doree> ; Musée du Quai Branly. « Les archives du Musée de la France d’Outre-Mer », <http://www.quaibrantly.fr/fr/documentation/le-catalogue-de-la-documentation-museale-et-des-archives/presentation-de-quelques-fonds-d-archives/les-archives-du-musee-de-la-france-d-outre-mer.html>, consultés le 20 décembre 2013.
- 10 本稿で言及する展示内容やパネルの文言などはすべて2012年9月11日および2013年9月10日の訪問に基づいた記述である。
- 11 Labadi, Sophia. *op. cit.*, p. 316.
- 12 *Ibidem*.
- 13 Toubon, Jacques. *op. cit.*, p. 58.
- 14 *Ibidem*, p. 10.
- 15 フェラガとは独立派のゲリラ軍を指す用語である。
- 16 El Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *op. cit.*, Annexe (sans mention de page).
- 17 ズアーヴ兵は1830年から活動し始めたフランス軍の部隊である。当初は北アフリカの先住民で構成されていた。
- 18 El Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *op. cit.*, Annexe (sans mention de page).
- 19 Haut Conseil à l’Intégration. « Mots de l’intégration », <http://archives.hci.gouv.fr/-Mots-de-l-integration-.html#I>, consulté le 5 mars 2015.
- 20 El Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *op. cit.*, p. 8.
- 21 統合には二つの意味がある。第一に政策としての意味がある。第二に過程としての意味がある。本稿では引用部を除き、政策としての統合を示しているのか、過程としての統合を示しているのかを明示する。フランス政府が示している「統合」の定義に関しては次の資料を参照されたい。Haut Conseil à l’Intégration. « Mots de l’intégration », <http://archives.hci.gouv.fr/-Mots-de-l-integration-.html#I>, consulté le 24 février 2015.
- 22 EL Yazami, Driss & Rémy Schwartz. *op. cit.*, p. 1.
- 23 *Ibidem*, p. 9.
- 24 *Ibidem*, p. 1.
- 25 *Ibidem*, p. 5.
- 26 Green, Nancy. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p. 1.

- 27 Bernard, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p. 2.
- 28 Dewitte, Philippe. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p. 4.
- 29 Toubon, Jacques. *op. cit.*, pp. 228–229.
- 30 *Ibidem*, p. 63.
- 31 Bernard, Philippe. *op. cit.*, pp. 1–2.
- 32 Cachin, Françoise. *Contribution dans le cadre du conseil scientifique*, juillet 2003, p. 1.
- 33 Noiriel, Gérard. « L’historien dans la Cité : comment concilier histoire et mémoire de l’immigration ? », *Museum International*, no. 233/234, vol. 59, no. 1/2, 2007, p. 13.
- 34 Toubon, Jacques. *op. cit.*, p. 11.
- 35 *Ibidem*, p. 13.
- 36 David, Franck. « Le président de la République, garant de la cohésion sociale », *Revue française de droit constitutionnel*, no. 59, 2004, p. 537.
- 37 Lochak, Danièle. « L’intégration à rebours », *Plein droit*, no. 76, 2008, p. 9 ; « Jacques Chirac pour un contrat d’intégration », *Le Nouvel Observateur*, <http://tempsreel.nouvelobs.com/politique/20021010.OBS1220/jacques-chirac-pour-un-contrat-d-integration.html>, consulté le 14 mars 2014.
- 38 Vie publique. « Déclaration de M. Jacques Chirac, Président de la République, sur la réforme constitutionnelle pour le renforcement de la démocratie et des libertés locales, la réforme de l’Etat, le renforcement de l’égalité des chances à l’école, la politique de la ville, l’intégration sociale des immigrés et la lutte contre l’immigration clandestine, notamment avec la réforme du droit d’asile, Troyes le 14 octobre 2002. », <http://discours.vie-publique.fr/notices/027000276.html>, consulté le 14 mars 2014.
- 39 1989年に政令（Décret n° 89–881 du 6 décembre 1989）により設立された機関。「外国人」および「外国出身」の滞在者を対象とした政府による統合政策に関わる機関である（第1条）。首相府の統轄の下、統合担当大臣、内務大臣、司法大臣、外務大臣、国防大臣、教育大臣、文化大臣、海外県・海外領土大臣、フランコフォニー担当大臣、排除防止対策担当大臣、退役軍人担当大臣などがこの機関を構成しており、2002年に設置された帰還者関連省庁間ミッション（Mission interministérielle aux rapatriés）の代表者も活動に参加し、統合高等評議会の代表者も会合に出席する（2003年1月30日の政令で改正された第2条参照）。
- 40 Lochak, Danièle. *op. cit.*, p. 10.
- 41 Cité Nationale de l’Histoire de l’Immigration. « Un projet en germe depuis plusieurs années », <http://www.histoire-immigration.fr/la-cite/historique-du-projet> ; Cité Nationale de l’Histoire de l’Immigration. « Comité interministériel à l’intégration du 10 avril 2003 », <http://www.histoire-immigration.fr/la-cite/historique-du-projet/comite-interministeriel-a-l-integration-du-10-avril-2003>, consultés le 28 septembre 2012.
- 42 Costa-Lascoux, Jacqueline. « Les échecs de l’intégration, un accroc au contrat social », *Pouvoirs*, no. 111, 2004, p. 23.
- 43 Haut Conseil à l’Intégration. *Le contrat et l’intégration*, 2003, p. 84.
- 44 *Ibidem*, p. 30.
- 45 *Ibidem*, p. 113.
- 46 *Ibidem*, pp. 128–141.
- 47 *Ibidem*, p. 126.
- 48 *Ibidem*, p. 122.
- Toubon, Jacques. *op. cit.*, p. 114.